

社会福祉法人天祐会 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人天祐会（以下「本法人」という）における役員及び評議員の報酬に関する基本的事項を定めたものである。

(役員報酬)

第2条 役員の報酬は、職員給与とは別に理事会が提案し、評議員会において別表の通り定めるものとする。

(出張旅費)

第3条 役員及び評議員が法人業務のために出張する場合は、「出張旅費規程」を準用するものとする。

(その他)

第4条 その他、この規程に定める事項以外の事項については、法令及び定款あるいは評議員会の決議に従うものとする。

(端数の処理)

第5条 この規程に定めるところによる報酬計算において1円未満の端数を生じた時は、これを切り捨てて計算する。

社会福祉法人天祐会 役員報酬規程(別表) 役員報酬基準

(計算根拠)

1. 理事長報酬

(1) 基本報酬額は、千葉県議会議員の年俸1,470万円の50%とする。

- | | |
|--------------------------|---------------------|
| ① 1年間(365日)常勤理事として勤務する場合 | 年額735万円 |
| ② 非常勤の場合 | |
| i 週1日(8時間以上) | 年額105万円(月額87,500円) |
| (常勤換算) ii 週2日(16時間以上) | 年額210万円(月額175,000円) |
| iii 週3日(24時間以上) | 年額315万円(月額262,500円) |
| iv 週4日(32時間以上) | 年額420万円(月額350,000円) |
| v 週5日(40時間以上) | 年額525万円(月額437,500円) |
| vi 週6日(48時間以上) | 年額630万円(月額525,000円) |

(2) 連帯保証理事報酬(借入金を連帯保証する理事)

医療期機構の借入金総額上乗せ金利分(年60万円)を上乗せ

例: 週4日(32時間以上)勤務する非常勤理事長の報酬=480万円(iv+(2))

- | | |
|--------------|---|
| 2. 副理事長報酬 | 月額5万円×12か月=年額60万円
(月額5万円=2,500円/日×月間執務日数20日)
借入金連帯保証がある場合 120万円(60万円+(2)) |
| 3. 統括理事報酬 | 基本報酬月額3万円×12か月=年額36万円
(月額3万円=1,500円/日×月間執務日数20日) |
| 4. 担当理事報酬 | 基本報酬月額2万円×12か月=年額24万円
(月額2万円=1,000円/日×月間執務日数20日) |
| 5. 非常勤特任理事報酬 | 基本報酬額は第2条1項に定める理事長の基本報酬額の計算に準ずる。 |

附則

1. この規程は、平成13年 1月 1日より施行する。
1. この規程は、平成14年 1月 1日より一部変更して施行する。
1. この規程は、平成14年12月15日より一部変更して施行する。
1. この規程は、平成16年 7月 1日より一部変更して施行する。
1. この規程は、平成16年10月 1日より一部変更して施行する。
1. この規程は、平成17年 1月 1日より一部変更して施行する。
1. この規程は、平成19年 4月 1日より一部変更して施行する。
1. この規程は、平成20年10月 1日より一部変更して施行する。
1. この規程は、平成24年 4月 1日より一部変更して施行する。
1. この規程は、平成26年 4月 1日より一部変更して施行する。
1. この規程は、平成27年 4月 1日より一部変更して施行する。
1. この規程は、平成29年 4月 1日より一部変更して施行する。
1. この規程は、平成29年 6月10日より一部変更して施行する。